

## 土壌汚染対策法届出等について

### ○提出部数と提出先

提出部数 2部（市への提出用と提出者控えのため）  
あて先 沼津市長  
提出場所 沼津市役所 7階 環境政策課

### ○提出期間等

- ・ 土壌汚染状況調査結果報告書  
土壌汚染対策法施行規則第1条1項の1～3に定める調査の義務が発生した日から120日以内。
- ・ 一定の規模以上の土地の形質の変更届出書  
形質の変更に着手する日の30日前までに
- ・ 承継届出書  
承継後遅滞なく
- ・ 土地利用方法変更届出書  
利用方法を変更する前に
- ・ 形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更届出書  
形質変更時要届出区域内において土地の形質の変更に着手する日の14日前までに
- ・ 汚染土壌の区域外搬出届出書  
汚染土壌の搬出に着手する日の14日前までに

ご不明な点は、事前に環境政策課にご連絡ください。

電話 055-934-4740 Fax 055-934-3045

メール：kankyo@city.numazu.lg.jp